

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和4年1月11日(2022.1.11)

【公開番号】特開2020-124659(P2020-124659A)

【公開日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【年通号数】公開・登録公報2020-033

【出願番号】特願2019-17547(P2019-17547)

【国際特許分類】

B 01 F 29/90 (2022.01)

B 01 F 35/60 (2022.01)

B 01 F 35/00 (2022.01)

【F I】

B 01 F 9/22

B 01 F 13/04

B 01 F 15/00 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年12月4日(2021.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一端側に底部を有した有底形状であり、他端側が開口部とされ、被処理材料を収納可能な第1容器と、

該第1容器を内部空間に収納した状態で、内部空間を加圧可能な第2容器であって、前記第1容器の底部及び側壁部に対向する第1壁部、並びに、前記第1容器の開口部に対向する第2壁部を有する第2容器と、

を含み、

前記第1壁部の少なくとも一部に設けられる特定部の破壊強度は、前記第2壁部の破壊強度より、弱く構成される処理容器。

【請求項2】

前記特定部を設けられていない前記第1壁部の破壊強度は、前記特定部の破壊強度より強く構成される請求項1に記載の処理容器。

【請求項3】

前記特定部の破壊強度は、当該特定部の厚さを、前記第2壁部の厚さ未満にされること及び／又は、当該特定部を構成する材質を、前記第2壁部を構成する材質と異なるものにされることで、前記第2壁部の破壊強度より弱く構成され、当該特定部の厚さを、前記特定部を設けられていない前記第1壁部の厚さ未満にされること、及び／又は、当該特定部を構成する材質を、前記特定部を設けられていない前記第1壁部を構成する材質と異なるものにされることで、前記特定部を設けられていない前記第1壁部の破壊強度より弱く構成される、請求項2に記載の処理容器。

【請求項4】

前記処理容器は、遠心機に含まれて、前記第1壁部の少なくとも一部を露出する窓を有する自転体に保持されるものである。

前記特定部は、前記窓により露出する位置にある前記第1壁部の少なくとも一部に設けられる請求項1～3の何れか1項に記載の処理容器。

**【請求項 5】**

前記特定部は、前記第1容器の軸方向長さを100とした場合に、該第1容器の底部から70の範囲に対向する前記第1壁部の少なくとも一部に設けられる請求項1～4の何れか1項に記載の処理容器。

**【請求項 6】**

請求項1～5の何れか1項に記載の処理容器を保持可能に構成されて、自転軸線を中心  
に自転可能な自転体と、

前記自転体を保持して、公転軸線を中心に回転可能な公転体と、

前記公転体及び前記自転体に回転力を付与する駆動部と、

を含む遠心機。